津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（津波災害警戒区域　区域図）

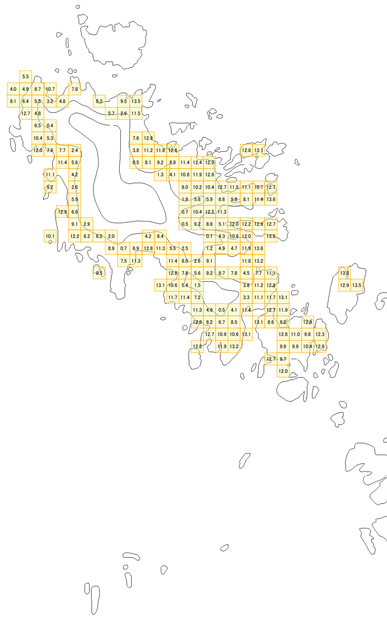

市町界
県界

0　50　100　200　300 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 876）

【留意事項】

【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○ 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（m単位）で表示しています。

（下図参照）

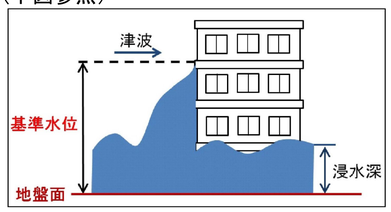

【地形（標高）データ】
○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成23年度に実施された航空レーザー測量の結果に加えて、令和元年12月時点の復旧・復興計画を反映しています。その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○ この地図の作成に当たっては、令和4年に更新された気仙沼市、令和3年に更新された石巻市の所有する都市計画図および令和4年に更新された国土地理院発行の基盤地図情報を使用しました。
そのため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【津波災害警戒区域外における留意事項】
○ 津波災害警戒区域は、令和4年度に宮城県が公表した津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。
○ 海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合もあります。
○ 津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

N
W　E
S

縮尺
1：2,500（A1）

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：m）
告示番号	
告示年月日	
市町名	南三陸町
図面番号	31

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（津波災害警戒区域　区域図）

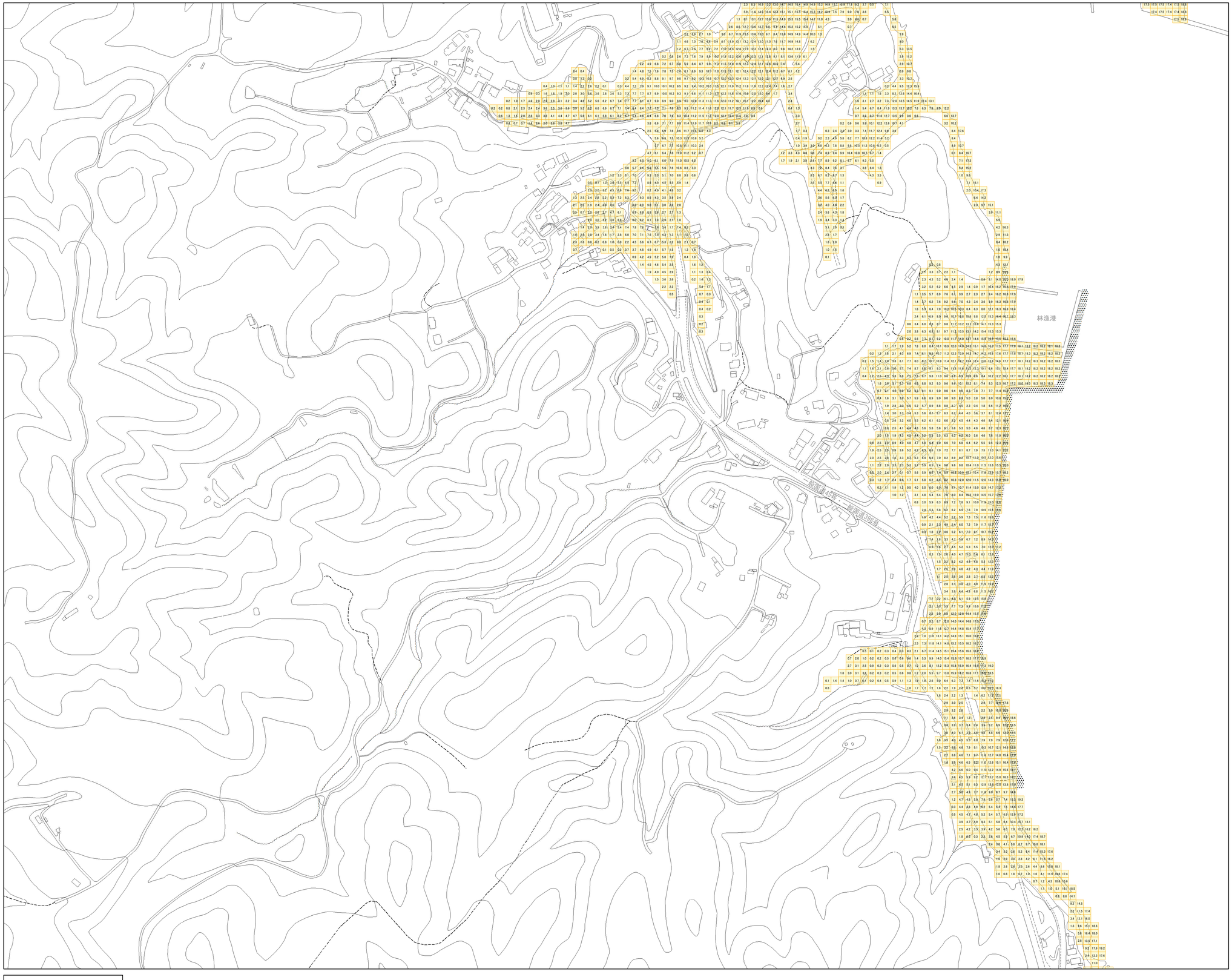

市町界
県界

0　50　100　200　300 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 876）

【留意事項】

【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○ 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（m単位）で表示しています。

（下図参照）

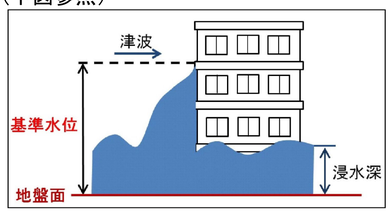

【地形（標高）データ】
○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成23年度に実施された航空レーザー測量の結果に加えて、令和元年12月時点の復旧・復興計画を反映しています。その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○ この地図の作成に当たっては、令和4年に更新された気仙沼市、令和3年に更新された石巻市の所有する都市計画図および令和4年に更新された国土地理院発行の基盤地図情報を使用しました。
そのため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【津波災害警戒区域外における留意事項】
○ 津波災害警戒区域は、令和4年度に宮城県が公表した津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。
○ 海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合もあります。
○ 津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

N
W　E
S

縮尺
1:2,500(A1)

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：m）
告示番号	
告示年月日	
市町名	南三陸町
図面番号	32

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（津波災害警戒区域　区域図）

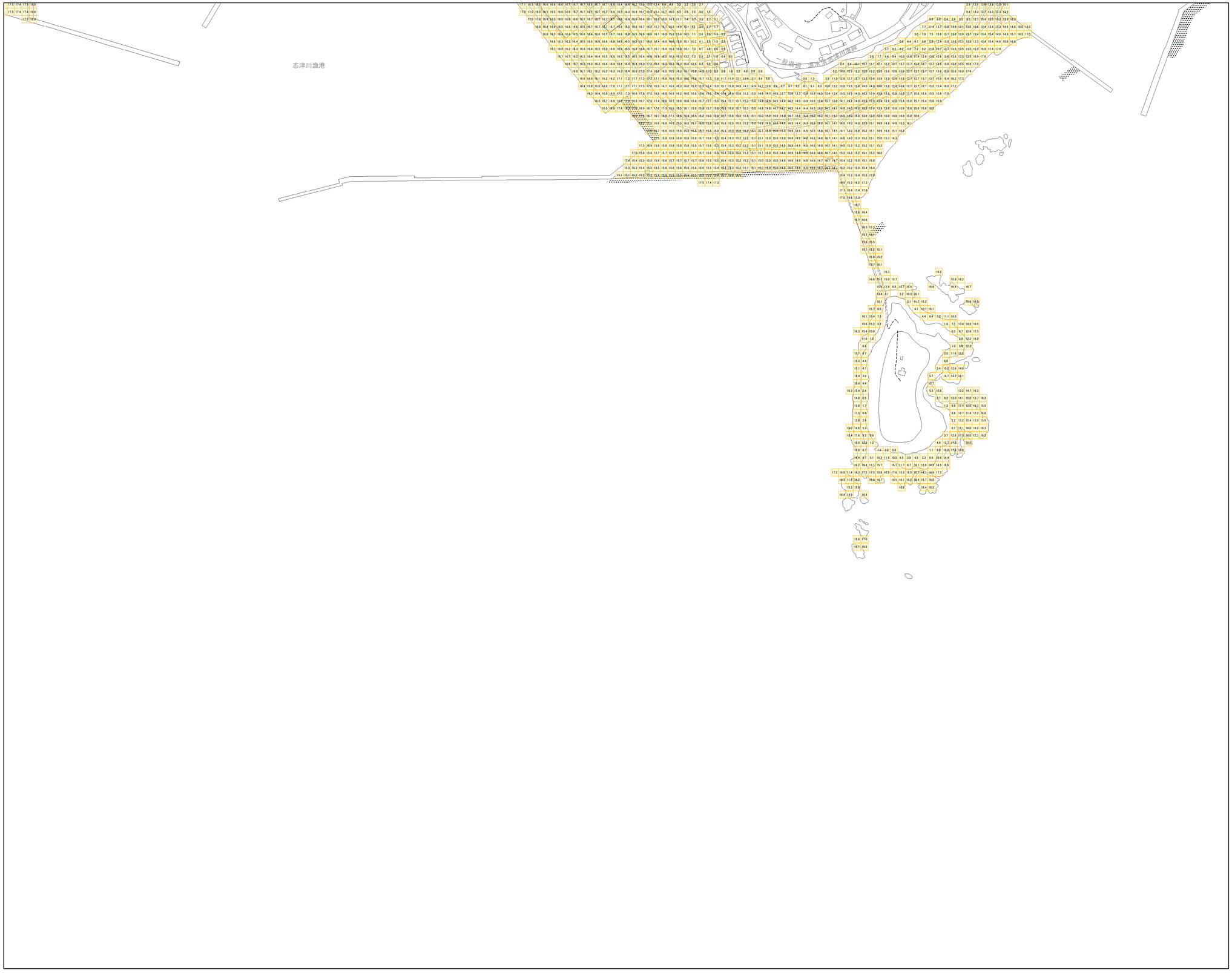

市町界
県界

0　50　100　200　300 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 876）

【留意事項】

【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○ 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（m単位）で表示しています。

（下図参照）

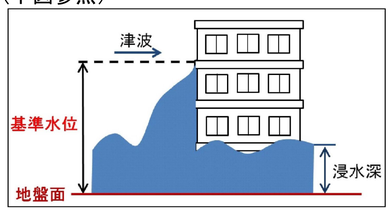

【地形（標高）データ】
○ 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成23年度に実施された航空レーザー測量の結果に加えて、令和元年12月時点の復旧・復興計画を反映しています。その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○ この地図の作成に当たっては、令和4年に更新された気仙沼市、令和3年に更新された石巻市の所有する都市計画図および令和4年に更新された国土地理院発行の基盤地図情報を使用しました。
そのため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【津波災害警戒区域外における留意事項】
○ 津波災害警戒区域は、令和4年度に宮城県が公表した津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。
○ 海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合もあります。
○ 津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

N
W　E
S

縮尺
1:2,500(A1)

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：m）
告示番号	
告示年月日	
市町名	南三陸町
図面番号	33

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（津波災害警戒区域　区域図）

市町界
県界

0　50　100　200　300　m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 876）

【留意事項】

【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○ 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（m単位）で表示しています。

（下図参照）

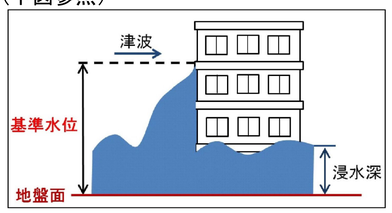

【地形（標高）データ】
○ 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成23年度に実施された航空レーザー測量の結果に加えて、令和元年12月時点の復旧・復興計画を反映しています。その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○ この地図の作成に当たっては、令和4年に更新された気仙沼市、令和3年に更新された石巻市の所有する都市計画図および令和4年に更新された国土地理院発行の基盤地図情報を使用しました。
そのため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【津波災害警戒区域外における留意事項】
○ 津波災害警戒区域は、令和4年度に宮城県が公表した津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。
○ 海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合もあります。
○ 津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

N
W　E
S

縮尺
1:2,500(A1)

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：m）
告示番号	
告示年月日	
市町名	南三陸町
図面番号	34

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（津波災害警戒区域　区域図）

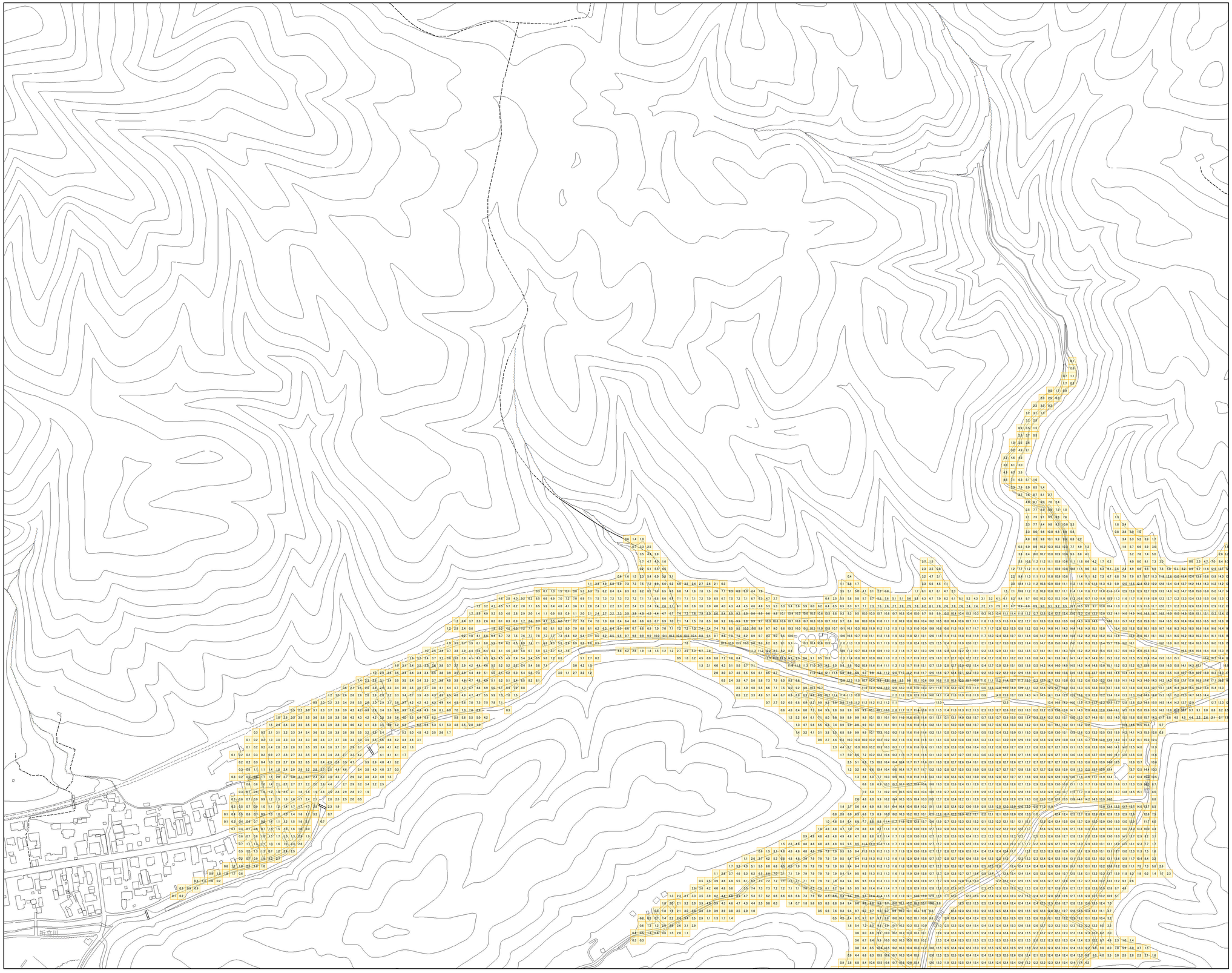

市町界

県界

0　50　100　200　300 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 876）

【留意事項】

【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○ 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（m単位）で表示しています。

（下図参照）

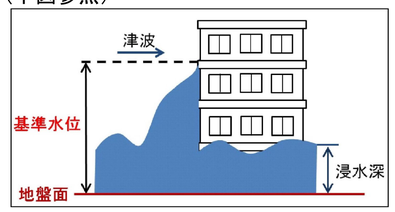

【地形（標高）データ】
○ 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成23年度に実施された航空レーザー測量の結果に加えて、令和元年12月時点の復旧・復興計画を反映しています。その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】
○ この地図の作成に当たっては、令和4年に更新された気仙沼市、令和3年に更新された石巻市の所有する都市計画図および令和4年に更新された国土地理院発行の基盤地図情報を使用しました。
そのため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【津波災害警戒区域外における留意事項】
○ 津波災害警戒区域は、令和4年度に宮城県が公表した津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。
○ 海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合もあります。
○ 津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

N
W　E
S

縮尺
1:2,500(A1)

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：m）
告示番号	
告示年月日	
市町名	南三陸町
図面番号	35